

『村松法律事務所』『主治医のような社会保険労務士法人』

共催セミナーのご案内

『経営者が知っておくべきセクハラ対策セミナー』

向暑の候 皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成30年7月4日(水)に、日頃ご高配を頂いております企業の皆様を対象に、村松法律事務所及び主治医のような社会保険労務士法人の共催で、労働分野に関するセミナーを開催させていただき運びとなりました。

本セミナーでは、昨今取り沙汰されることの多いセクハラ問題について、主に予防法務の観点から留意すべき点を説明させていただきます。

大変ご多忙のことと存じますが、奮ってご参加の程、よろしくお願い申し上げます。

また、多くの企業の皆様にとってご関心の高い問題に関するセミナーですので、お知り合いの経営者の方等もお誘いいただければ幸いです。

日時:7月4日(水)15:00~17:00

会場:札幌市中央区北2条西9丁目インファスビル2階FRAUDA

*セミナー当日は、エレベーターではなく、当ビル1階右側入り口よりお入りください。

会費:一般 2,000円 各顧問契約者様 無料

定員:30名様(※定員数に達した後にお申込みいただいた場合には、個別にご連絡させていただきます)

講師

主治医のような社会保険労務士法人

代表社員 社会保険労務士 岡本 洋人

村松法律事務所

弁護士 内田 健太



平成12年社労士登録。
「主治医のような、社労士であ
ろう。」という経営哲学のもと
顧問先約150社にサービス
を提供。AIやRPAを業務に取入
れ、自社の働き方改革を推進
している。



大阪地裁にて裁判官として勤
務後、村松法律事務所入所。
労働事件をはじめとした、多
種多様な案件を手がけ、現在
も、裁判官の経験と視点を活
かし、依頼者にとって最適な
紛争解決を提供している。

講座内容

第1部「裁判例からみたセクハラの実状」(講師:内田 健太)

裁判官の経験を有する講師が、実際の裁判例を題材に、セクハラの法的位置付けや、どのような行動がセクハラとして現在問題視されているのかを解説します。

第2部「セクハラを未然に防ぐ規程整備と従業員教育」(講師:岡本 洋人)

数多くの会社に労務関連サービスを提供している講師が、その豊富な経験を踏まえ、セクハラの未然防止策としての規定整備及び従業員教育の方法について解説します。

参加希望の方は、裏面の枠内をご記入の上、そのままFAX(011-281-0886)して頂きますようお願い申し上げます。

参加申込書 (FAX:011-281-0886)

平成30年7月4日のセミナーに参加します

| | |
|-------------------------------------|----------------|
| 貴社名 | |
| ご住所 | 〒 |
| ご連絡先 | 【TEL】 【FAX】 |
| Eメールアドレス | @ |
| (ふりがな) ご芳名 | |
| (ふりがな) ご芳名 | |
| 各講師に 質問したいこと等 (別紙でも 構いません) | |

セミナー会場 村松法律事務所

お問合せ: 担当 事務局 金澤

〒060-0002

札幌市中央区北2条西9丁目インファス5階

(セミナー会場は2階です)

地下鉄東西線『西11丁目駅』(4番出口)

徒歩5分

TEL 011-281-0757 FAX 011-281-0886

※なお、駐車場のご用意はございません。

お車でお越しの際は、近隣の有料駐車場をご利用くださいますようお願い申し上げます。



セミナー会場: インファス2階『FRAUDA』